

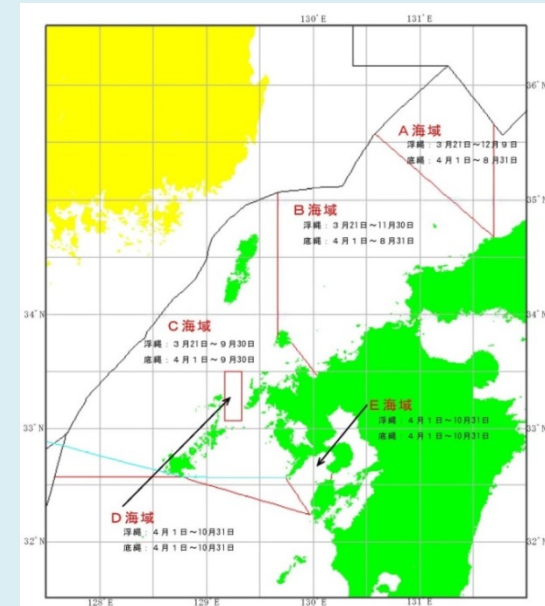
～これまでのトラフグ資源管理の取組～

(資料3)

〇はえ縄漁業（海域：九州～山口県北西）

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び広島県の漁業者や行政機関等は、トラフグ広域資源管理検討会議を組織し、「九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針」に基づき、資源回復計画当時の取組を適宜見直しつつ継続実施。

1. 漁獲努力量の削減（広域漁業調整委員会指示による承認制及び届出制）
 - ・ 5トﾝ以上船は承認制（隻数制限）、5トﾝ未満船は届出制
 - ・ 休漁期間の設定（右図のA～Eの5海域）
 - ・ 小型魚再放流（全長25cm（一部海域では20cm）以下）
 - ・ 漁獲成績報告の義務付け（漁獲量の把握）
2. 資源の積極的培養（種苗放流）
3. 漁場環境保全（海底清掃等）



〇その他沿岸漁業（定置網、小型底びき、はえ縄等）

（海域：瀬戸内海、日本海中西部海域）

各地において、それぞれの漁業の実情を考慮し、独自の取組を実施。

1. 休漁期間（自主的取組等）
 - ・ 4月1日～4月20日（山口県はえ縄）
 - ・ 4月1日～6月30日（愛媛はえ縄一部地区）
 - ・ 4月1日～8月19日（大分県ふぐ延縄：許可）
 - ・ 4月1日～8月31日（宮崎県はえ縄）
 - ・ 8月中（広島県5トﾝ以上のはえ縄）
 - ・ 4月～9月の間、年毎決定（和歌山県はえ縄紀伊水道一部地区）
2. 漁具等（自主的取組）
 - ・ 針の太さ1.2mm以上の使用（山口県はえ縄）
3. 小型魚の再放流（自主的取組）
 - ・ 10cm以下（広島県一部地区、岡山県一部地区）
 - ・ 15cm以下（山口県、広島県、愛媛県）
 - ・ 20cm以下（大分県、愛媛県一部地区小型定置網）
 - ・ 30cm以下（石川県一部地区はえ縄）
 - ・ 500g以下（徳島県はえ縄、和歌山県一部地区）
4. 海区漁業調整委員会指示
 - ・ たる流し漁業の禁止（大分県豊後水道等）
 - ・ ふぐ浮き流し釣り漁業の禁止（愛媛県）
 - ・ ふぐ浮きはえ縄漁業の禁止（愛媛県）
 - ・ ひっかけ釣りによるとらふぐの採捕禁止（山口県）
 - ・ ふぐ浮延はえ縄漁業の禁止（山口県）